

## ■ 4条1項11号

不服 2022-012110

### <本願商標>

「K l a u s」(標準文字)

第18類「乗馬用具, あぶみ, 馬用毛布, くら, くら敷き, 遮眼帯, た綱, はみ, むち, むながい, かばん金具, がま口口金, 蹄鉄, 皮革製包装用容器, リュックサック, ハンドバッグ, トートバッグ, スポーツバッグ, 肩掛けかばん, 財布, キーケース, かばん類, 袋物, 携帯用化粧道具入れ, 傘」及び第25類「被服, 洋服, コート, セーター類, ワイシャツ類, パーカー, 寝巻き類, 下着, 水泳着, 水泳帽, キャミソール, タンクトップ, ティーシャツ, 和服, 帯, アイマスク, エプロン, えり巻き, 靴下, ゲートル, 毛皮製ストール, ショール, スカーフ, 足袋, 手袋, ネクタイ, ネッカチーフ, バンダナ, 保温用サポーター, マフラー, 耳覆い, バイザー, ナイトキャップ, 帽子, ガーター, 靴下留め, ズボンつり, バンド, ベルト, 履物, 靴類, げた, 草履類, 仮装用衣服, 運動用特殊靴, 運動用特殊衣服」

### <結論>

原査定を取り消す。

本願商標は、登録すべきものとする。

### <原査定理由>

引用商標：「C L A U S」(標準文字)

第18類「獣皮, 革製包装用袋, スポーツバッグ, バッグ, 革製又はレザーボード製の箱, バルカンファイバー製箱, 書類入れかばん, 名刺入れ, つえ, ステッキ, カード入れ, 革製又はレザーボード製の容器, ペット用被服類, 動物用首輪, クレジットカード入れ(財布), 毛皮, ハンドバッグ, 擬革, キーケース, 日傘, 札入れ, 財布, リュックサック, バックパック, 通学用かばん, 革製肩掛けベルト及び革製肩掛けひも, 袋型乳幼児用スリング, スーツケース, 車輪付スーツケース, 工具袋(中身が入っていないもの), 旅行用トランク, 旅行かばん, 傘, 家具用張り革, 馬具用革ひも, 馬の引き革, 動物用装着具, 動物用革製引きひも, 未加工又は半加工の革, 旅行かばん用タグ, 乗馬用具, 買物袋, 携帯用化粧道具入れ, むち, かばん類, 袋物」

## <理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

### (1) 本願商標について

本願商標は、「K l a u s」の文字を標準文字で表してなるところ、当該文字は一般的な辞書等に掲載された語ではない。

そうすると、本願商標は、その構成文字に相応して、「クラウド」の称呼を生じるが、特定の観念は生じない。

### (2) 引用商標について

引用商標は、「C L A U S」の文字を標準文字で表してなるところ、当該文字は一般的な辞書等に掲載された語ではない。

そうすると、引用商標は、その構成文字に相応して、「クラウド」の称呼などを生じるが、特定の観念は生じない。

### (3) 本願商標と引用商標の比較

本願商標と引用商標は、外観においては、全5文字中、「l a u s (L A U S)」の4文字の構成文字のつづりを共通にするが、比較的目につき印象に残りやすい語頭の「K」と「C」の文字に差があるから、互いに異なる語を表してなると理解できるもので、判別は可能である。また、称呼においては、共通する称呼「クラウド」が生じ得る。さらに、観念においては、いずれも特定の観念は生じないから、比較できない。

そうすると、両商標は、観念において比較できないものの、外観において判別は可能であるから、称呼を共通にする場合があるとしても、これらを総合して考察すれば、同一又は類似の商品に使用するときであっても、誤認混同を生じるおそれはなく、類似する商標とは認められない。

### (4) まとめ

以上のとおり、本願商標は、引用商標と類似する商標ではないから、その指定商品について比較するまでもなく、商標法第4条第1項第11号に該当しない。

したがって、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

## 弁理士コメント

本願商標「K l a u s」と引用商標「C L A U S」は、観念において比較できないものの、外観において判別は可能であるから、称呼を共通にする場合があるとしても、これらを総合して考察すれば、同一又は類似の商品に使用するときであっても、誤認混同を生じるおそれはなく、類似する商標とは認められない、と判断されました。

審決の理由は非常にあっさりとして述べられていますが、個人的には、もう少し詳細に検討する必要があったのではないかと感じます。たしかに、語頭の「K」と「C」の外観の違いは大きいとはいえ、いずれの商標も標準文字であることを踏まえると、これらの差異が、はたして称呼の共通性を上回るとまで言えるのかは疑問です。

なお、同時期に、「K o n n y」（※ペンギンの図形要素付き）と「C O N Y」（標準文字）が非類似と判断された審決（不服 2022-010303）があります。

こちらの事件の場合は、本願商標には図形要素がありますし、文字数としても異なるので、両商標の外観上の差異が大きく、結論としては概ね納得ができます。本審決は、この審決に多少引っ張られたところもあるのかなという気が、個人的にはしています。

また、以前に当サイトでもご紹介した審決（不服 2018-016018）に、「k o b i t」と「C o - b i t o / コビット」が非類似と判断されたものもあります。こちらも、やはり両商標の外観における差異が、比較的大きいと言えるでしょう。

比較的最近の事件にも、「K A I K A」と「C A I C A \ カイカ」が非類似とされた審決（不服 2021-010899）があります。こちらも、1文字目だけでなく4文字目も「K」と「C」で異なりますし、「K A I K A」の方は筆記体のような書体で表されておりますので、やはり両商標の外観上の差異は小さいとは言えません。

さて、本件のような審決が出るたびに述べておりますが、こういった併存登録が認められると、片仮名の表記については、お互いに安心して使用できない状態になってしまいます。特に、引用商標権者にとっては青天の霹靂で、影響が大きいわざるを得ません。

本事件の場合も、本願商標「K l a u s」に登録が認められたからといって、片仮名表記の「クラウド」を、請求人が安心して使用できるわけではないでしょう。しかし、日本国内で事業を行うにあたって、片仮名表記を使わないで済むことなど、あり得るのでしょうか。

こういった事態を生じ得る近年の特許庁の判断傾向を踏まえると、アルファベット表記の商標については、その読みとなる片仮名表記の商標も併せて別に商標登録しておくことが、防衛的な観点も含め、ますます重要になると言えそうです。

（弁理士 永露 祥生）

< 2023年3月10日 >